

ホスピスとは、主に末期がん患者のために、必要以上に積極的な延命治療を行わず、身体や心の痛みを和らげることに重点を置きながら、その人らしい死を迎えるために様々なケアを行う施設です。そこでは、患者のみならず家族も含めて、その人にあつたケアが行われています。

医療相談とカウンセリング専門の診療所「ひまわりクリニック」の院長として活躍する森津純子さんは、そんなホスピスでの仕事が天職だといいます。今回は、ホスピス医としての経験やがんを患った母親の看病体験から、病气や心の悩み相談に応じる森津さんに「死」を見据えた生き方について語っていただきました。



## 最期まで自分らしく生き抜くための 選択肢として、ホスピスはある

# Junko Moritsu

森津純子さん  
ホスピス医

### 幸せな死を迎えてもらうには...? その答えがホスピスでした

私が医者になったのは、人助けをしたいという一心からでした。大学卒業後、形成外科に勤めていましたが、美容外科的な仕事を中心だったので、生死の危険にさらされている人のことを思うと、次第に、その仕事と自分が追いついていないものとの間にギャップを感じるようになったのです。

私が、医者として人の死に立ち会う仕事に目を向けはじめたきっかけとして、2つの印象的な出来事がありました。

1つは、医者になって間もない頃に会った肝臓がんの女性のことです。彼女は、亡くなる直前、経験の浅い私に「最後に先生に会えてよかった。ありがとう」と言ってくれたのです。それは、もともと厭世観の強かった私が生まれて初めて感じる喜びであり、「患者のために生きられる医者になろう」と決意できた瞬間でした。

もう1つは、内科で研修中のとき、目の当たりにした70代半ばの女性の死です。彼女は、いつもより長引く風邪が気になり、外来で診察を受けたところ「白血病で余命3か月」と診断されました。即日入院し、抗がん剤治療を受けたのですが、間もなく彼女の美しい肌は紫色に腫れ上がり、髪は抜け落ち、体のあちこちから血が噴き出し、わずか1か月で亡くなってしまったのです。私は、先輩医師にくっかかりました。「あの人は、治療しない方が長生きできたんじゃないですか?」と。そうしたら、「病气も治せないうちから、そんなこと考えなくてもいい!」と怒鳴られたのです。納得できなかったと同時に、学生の頃の授業で、たくさんの管を付けられ、機械につながれ、ただ生かされている人を見たときに抱いた「病院には患者の人権はない」という思いをますます強くしました。



そんなとき、頭をよぎったのが、大の病院嫌いの母のことでした。もし、母が重病を患ったら...。重病を患っても病院にかかるはずもない母が、自分らしい死に方をするにはどうすればいいか考えると、病気を治すことを考える

医者はいくらいても、幸せに死を迎えさせることを考える医者はあまりいないことに気がきました。人が生まれるときに助産師が立ち会うように、「死」に立ち会う医者になりたいと思い始めたとき、私の目に止まったのが「ホスピス」だったので。



### 患者の気持ちに寄り添うことで、 一日を気分よく過ごしてもらおう

ホスピスは、主に悪性腫瘍もしくはエイズなどの病気で、予後6か月以内と診断された方が、抗がん剤、手術、放射線などの強い治療を行わず、症状緩和の治療のみを受けて、残された時間を患者と家族の意思が最大限尊重されるよう心を配ってくれる病院です。そこでは、すべての職員がどんな人に対しても平等に接するようにと心がけており、穏やかで安らかに過ごせるよう、いつも最大限の注意が払われています。

ホスピス医に転身し、経験を積む中で考え至ったのが、「その人を、そのまま受け止める」ということでした。周囲の人に温かく接してきた人には自然と人が集まり、孤独に生きてきた人にはどこか近寄りたがたい雰囲気があります。また、わがままに生きてきた人は敬遠されるというように、その人の性格が作り出す環境は、長い人生を生き抜く中で作り上げられたものであり、簡単に変えることはできません。それを、周囲が半ば強制的にある型にはめてしまうことは、患者にとって大きなストレスになります。そのため私は、患者のこれまでの人生を尊重し、その人たちの気持ちに寄り添うことで、今日一日だけでも気分よく過ごせる時間を持ってもらえるよう努めました。

また、人は死ぬときに自分の生きざまがあらわれるということも学びました。それを強く感じたのは、仕事一筋で生きてきた70代の男性とその家族に出会ったときです。家族の

方は、「父は、常日頃、仕事を大事にしると言ってきた人だから、自分たちが仕事を休んで看病に来て喜ばない」と言って、誰もお見舞いに行きませんでした。その患者さんは、本当は寂しいにもかかわらず、自分がそうしてきた手前「寂しいから来てほしい」とは言えない。そうして、「自分がやってきたことは、最後にツケがまわってくるんだな…。仕事には後悔していないけど、もし人生をや



り直せるとしたら、もうちょっと家族を大事にするよ」と私に話してくれました。

その矢先に、母ががんを発症しました。当時、医長として勤めていた長岡のホスピスは開院3年目を迎え、病棟運営もようやく軌道に乗り始め、私自身もまさにこれからというときに退職することに未練もありましたが、患者からの「先生の代わりはいくらでもいるけど、あんたという人間の代わりはいないんだから。家族を大事にしてください」という言葉に背中を押され、実家に戻りました。

## 精一杯生きている人たちを 精神面で支え続けていきたい

実家に戻ってから1年間は、大学病院にホスピス医として勤めていました。外来に来られる患者の半分くらいは主治医と折り合いが悪かったのですが、少しアドバイスをすれば、関係がうまくいくケースをいくつも見てきました。一方、母ががんを発症した当初、母を連れて病院に行きましたが、医者である私でさえも、なぜか主治医に遠慮してしまう部分があり、患者がこんなにも医者の本音で話ができないものかと実感しました。



また、母を看病するにあたり、周囲にアドバイスを求めましたが、とおり一遍の回答が返ってくるだけで、私がほしい返事をくれる人は誰もいませんでした。看護の仕方家族によって違うのだから、その家族にとってベストなやり方を考えてくれる人がいたら

### Profile

森津純子（もりつ・じゅんこ）

1963年東京都生まれ。88年筑波大学医学専門学校卒業。東京都立墨東病院勤務後、昭和大学病院形成外科医を経て、東札幌病院ホスピス科へ。92年昭和大学病院の緩和ケアチーム（ホスピス）に入局し、93年長岡西病院ビハラー病棟（仏教ホスピス）医長に就任。95年母のがん発病のため東京の実家に戻ると同時に昭和大学病院に復帰し、翌年退職。97年医療相談とカウンセリング専門の診療所「ひまわりクリニック」を開業。ホスピス医としてのキャリアと自らの介護体験を踏まえて、病める人々とその家族の“心のケア”に尽力する。著書に、『こころに天使を育てる本』（筑摩書房）、『家族が「がん」になったら』（講談社文庫）、『絶対しあわせに死ぬ方法』（筑摩書房）、『母を看取るすべての人へ』（朝日文庫）など多数。

どんなに楽だろうか。私が「ひまわりクリニック」を開院したのは、患者に接し、患者の家族として医者に接し、さらに母を看取った経験を踏まえ、病気で悩みながらも精一杯生きている人たちを精神面で支えることができるといふ思いからでした。

病気を患っている方から話を伺って感じたのは、生活や生き方の問題を解決しなければ、病気を解決できないということです。これまでに皆さんがかなりのストレスを抱え、それをうまく処理できなくて病気を発症しているケースが非常に多いことがわかりました。だから、病気だけ治したところで、結局再発するのです。そうならないようにするためには、生き方や考え方を必要があり、そのための生活指導も行っています。

精神的に悩んでいる方は、自分の中に多くの問題を抱え過ぎて混乱している場合が多いのです。その場合は、こちらで優先順位をつけ、問題解決の道筋を作ります。あとはその道に沿って歩いていけばいい。また、悪い方向ばかり見ているために、悩みが深刻になる方もかなりいます。それを、「こういう良いこともあるのだから、こっちを見た方が楽でしょ」と、良い方向に目を向けさせ、それを意識的に行うよう訓練します。

一人当たりの問診は平均40分くらいで、ほとんどの方が1回の来院で終わります。「すべてのものに神様が宿っている。その人の中の神様を大切に、奉仕する」と、いつも心がけて患者と接していますが、皆さん、帰る頃には驚くほど明るい表情になっています。今後も、ここに来て少しでも心が楽になり、自分が自分らしく生きていることを改めて感じてもらえる方が1人でもいれば、このまま続けていきたいと思っています。ただ、私はホスピスがすべてだとは思っていません。ホスピスは選択肢の一つであり、大切なのは、最期に自分が一番過ごしやすい場所が探し当てられるような生き方ができるかどうかなのです。

### ひまわりクリニック

東京都文京区小石川5-4-13 サンフラット茗荷谷305

Tel: 03-3941-9024 (月~木 10:00~17:00完全予約制)

Fax: 03-3941-9462 (24時間 自動受信)

ホームページ: <http://www.moritsu.jp/>

日本国憲法というと、「なんとなく難しくそう」「堅苦しくそう」

というイメージを持つ人も多いのではないのでしょうか。

憲法は、私たちが幸せな生活を過ごすために必要な

「基本的人権」を保障した、とても身近な存在なのです。

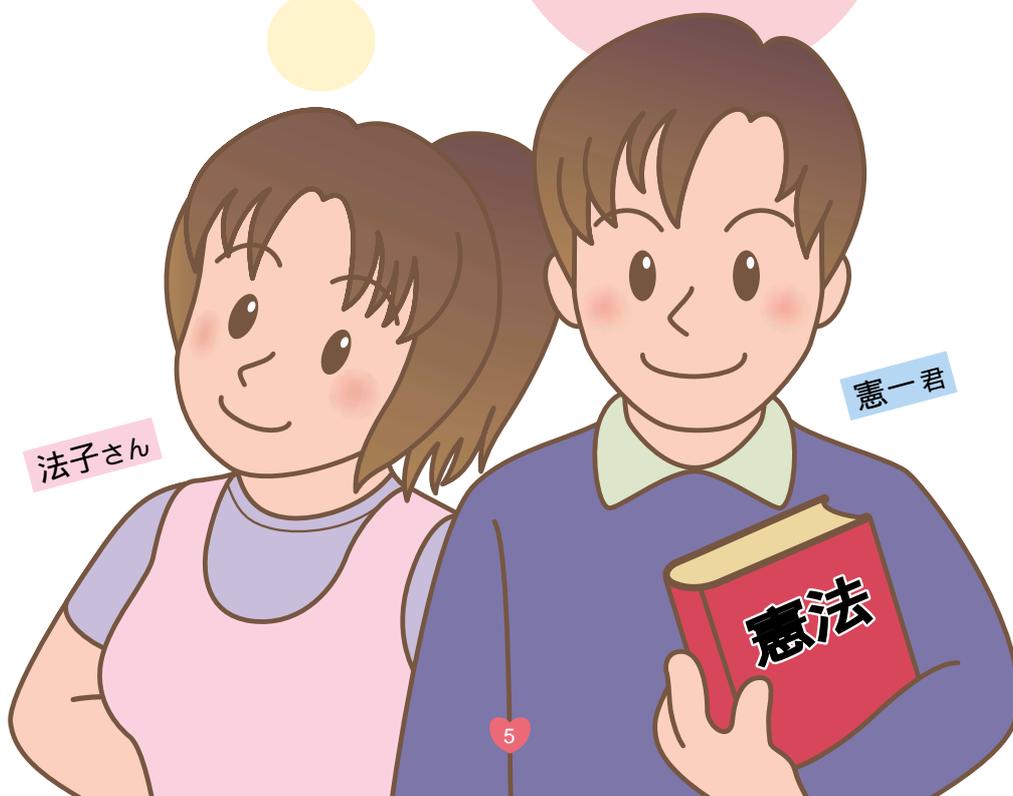
大学生の憲一君と高校生の法子さんの会話を通して、

憲法の大切さについて改めて考えてみたいと思います。

特集

「憲法月間」に寄せて

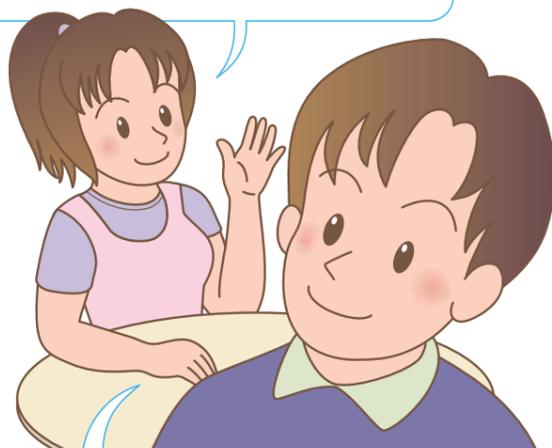
# 憲法って なに？



法子さん

憲一君

ねえ お兄ちゃん。5月は「憲法月間」\*って  
いうけれど どうしてそう決まったの?



日本国憲法が施行されたのが、1947(昭和22)年5月3日(憲法記念日)なんだ。憲法っていうのは、僕たちの基本的人権を保障するための重要な決まりごとを定めているんだよ。

京都市では 憲法のことや基本的人権のことをみんなに知ってもらうために 5月を「憲法月間」と位置付けて 様々な取組を行っているそうだよ。

\*国においては 5月1日から7日を「憲法週間」として位置付けています。

## 基本的人権って?

**法子** 「基本的人権」という言葉は学校で習ったけど、そんなに大切なものなの?

**憲一** 例えば 法子が好きな映画を見たり 友達とおしゃべりしたり いろんな所へ行けるのは「知る権利」や「表現の自由」、「移転の自由」といった基本的人権が保障されている からなんだ。それが理由もなく制限されたら困るだろう? 基本的人権は、僕たちの日常生活になくてはならない重要な権利なんだよ。

**法子** ふーん。でも 憲法はどのようにして基本的人権を保障してくれるの?

**憲一** そうだなあ 例えばレストランに行ってもメニューがなければ何を注文していいかわからないだろう? それと同じで 憲法で保障されている基本的人権にはどのようなものがあるのか まず、そのメニューを憲法が定めているんだ。

**法子** でも メニューだけあっても 実際に注文したものが 出てこなかったら意味がないよね。

**憲一** そのとおりだね。だから 憲法は基本的人権が実際に保障されるような仕組みをつくっているんだ。ちょっと考えてみてほしいんだけど 多くの人が暮

らしているこの社会で みんなが好き勝手に基本的人権を行使したら どうなると思う? 例えば 表現の自由が保障されているといっても 自分が秘密にしたいことを他人が勝手に公表したら困るよね。それに 朝早くから大声で演説する人がいたら 周りの人は迷惑だろう?

**法子** 確かに それは困るわね。いくら基本的人権だといっても、むやみに行使(濫用)すれば他の人の基本的人権を侵害することだってあるというわけね。

## 憲法のルール

**憲一** そうなんだ。多くの人が暮らす社会の中では お互いの基本的人権を尊重し合わなければならないし 各自の人権が相互に侵害されないようなルールをつくる必要があるよね。このことを憲法では「基本的人権は 公共の福祉に反しない限りで保障される」として、その調整のルールを国が定めることとしているんだ。

**法子** そのルールは具体的にどのように決めて 実際にどのように使われるの?

**憲一** 国民の基本的人権にかかわる重要なルールだから、憲法は 国民の代表者で構成する「国会」が法律でそのルールを決める こととしているんだ。それに 憲法はこの法律(ルール)がちゃんと守られるように、「内閣」が法律に従って行政を行わなければならないとしているんだよ。



**法子** 憲法が「国会」や「内閣」のことを定めているのは知っていたけど これも基本的人権を保障することにつながっているのね? じゃあ「裁判所」もそうなの?

**憲一** うん。「裁判所(司法)」は 憲法が基本的人権を保障するうえで大切な役割を果たしているんだ。僕たちの人権が侵されたとき 僕たちは裁判所に訴えることができるんだ。裁判所は 裁判の中で僕たちの言い分を聞いて、それが 憲法や法律から見たときに 不当な人権侵害に当たるかどうかを判断して 人権を救済してくれるんだ。それから 裁判所は たとえ国会が決めた法律であっても、それが憲法に違反するようなものであれば 違憲無効であると判断できる重要な権限 を与えられているんだよ。



**法子** 裁判所が法律を違憲無効だと判断することが 私たちの基本的人権の保障になるの?

**憲一** 国民の代表者が決めた法律であっても 憲法が保障する基本的人権を不当に制限する可能性がないとはいえないよね。だから憲法は 裁判所がこの法律を違憲無効であると判断し 基本的人権を保障するという仕組みをつくっているんだよ。これまでも 裁判所が法律を違憲無効と判断したケース は 実際にはいくつかあるんだ。

**法子** 憲法って 基本的人権を実際に保障するために様々な仕組みをつくっていることが 少しは分かったわ。

## 憲法(基本的人権)を守ってゆくには?

**憲一** そう言ってもらえると話した甲斐があるよ。でもね、基本的人権が憲法で保障されているからといって、それで安心してはいけないんだ。憲法は「国民に保障する自由及び権利は 国民の不断的努力によって保持しなければならない」というように 僕たち一人一人が人権に対する意識を高めて お互いの人権を尊重し合うとともに 自分の人権を自らで守るという強い意志をもつ必要があるんだ。その意味で「憲法月間」はそれに気付かせてくれるよい機会だといえるだろうね。

**法子** そうね。私も この機会に憲法をじっくり読んで 人権について考えてみることにするわ。お兄ちゃん、ありがとう。



### 日本国憲法(抄)

第21条 / 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。(第1項)

第22条 / 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。(第1項)

第12条 / この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断的努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 / すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第43条 / 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。(第1項)

第81条 / 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

### 違憲判決の1例

薬局の設置場所を制限した薬事法の規定が 薬局の開設という職業選択・活動の自由を保障した憲法第22条第1項に違反し 無効であるとされた事例(最高裁:昭和50年4月30日判決)

人、輝いてます！

# 「ほんまもん」の交流を目指して、自分たちができること



2002年本当の心の交流を実現する第一歩にしようと 平安女学院高校に通う在日韓国・朝鮮の生徒たちが自分たちと同じ世代の若者を対象にアンケートを実施しました。様々な思いが浮き彫りにされたアンケート結果を紹介しながら 在日韓国・朝鮮の人たちの人権について考えます。

## 本音でぶつかれば きっと思いは通じる

日韓ワールドカップの共催で両国の交流ムードが盛り上がりましたが、その一方で在日韓国・朝鮮の人たちがどのような問題を抱えているのか知らない人がいたり「在日」というだけで差別をしたり 偏見を持つ人がいます。「私たちが国籍に関係なくほんまに仲良くなれてるんやろか...」。そんな思いから 平安女学院高校に通う在日韓国・朝鮮人三世の生徒3人(李 佳実さん 劉 晃衣さん 善山愛子さん)が中心となって「知っている? 韓国・朝鮮そして在日」をテーマに 京都府 滋賀県及び神奈川県の公立・私立18校の中学生と高校生約6000人を対象にアンケート調査を実施しました。

アンケートに取り組んだ李さんは「正直言って 結果を知るのは怖かったけれど 在日韓国・朝鮮人についてみんなが思っていることや感じていることを知りたいと思ったんです」と言います。自分たちが行動を起こすことで 同世代の人たちとの交流を深めるきっかけになればと考え 先生からのアドバイスや本を参考にしながら、15項目の質問を3人が話し合っ

て決めました。「日本が朝鮮人に強制した創氏改名や植民地支配について『知らない』と答えた人が意外と多いのに驚きました。学校で習っているはずなのに なぜ知らないんだろう...」と李さんは疑問を持ちます。劉さんは本名のほかに通名(日本式の名前)を名乗っている在日韓国・朝鮮の人たちがいることを知らない人が2000人近くいたことにショックを感じたそうです。善山さんは「多くの方が 韓国や朝鮮に良いイ

皆さんは、在日韓国・朝鮮の人たちのことをどのように思っていますか。



り かしん 李 佳実さん

メージを持っていないから 自分は『在日』であると言いにいくくなるし...」と複雑な心境を話してくれました。自分たちが思っていた以上に 在日韓国・

朝鮮の人たちが理解されていないことに戸惑いながらも 3人はそれぞれの回答をしっかりと受け止めているようです。また「もしもあなたの際相手が在日韓国・朝鮮人だと分かって『交際を続ける』と答えた人が多かったので ほととしました」と多感な高校生らしい感想を話してくれました。

## 誇りをもち続けることの大切さを学ぶ

そのほかにも アンケートには様々な意見や感想が寄せられました。例えば、一部の日本人が在日韓国・朝鮮の人たちに嫌がらせをしている問題について「日本人がそんなことをするなんて絶対にあり得ない」「(拉致問題で)日本人が被害者なのだから仕方がない」など 思い込みや一方的な意見も少なくありませんでした。その一方で「同じ日本人として恥ずかしいと思う」「嫌がらせをするのは考えが古い人。これからの僕たちを見てほしい」という前向きな意見に励まされたと言います。

アンケートの結果は 昨年11月に開催された「京都私学

りゅうてるえ 劉 晃衣さん



フェスティバル2002」で発表されました。会場にはたくさんの同世代の若者が訪れ この問題に関心を持ってくれたそうです。

「自分たちが積極的になれば 相手は心を開いてくれるということが分かりました」と劉さんは言います。彼女たちが目指す本当の交流に向けて 確かな手応えを感じたようです。また 善山さんは「私たちがしていることをほかの『在日』の人に見てもらって、それが新たな活動の輪として広がればいいですね」と夢を語ってくれました。

今回のアンケートの取組は 彼女たち自身の心のありようにも変化をもたらしたようです。李さんは 大学進学を機に、高校3年生まで名乗っていた通名を本名に切り替える決心をしました。本名を名乗るということは自分が「在日」であるということを社会的に公表することになります。しかし、それは「私は私なんです。本当の自分でありたいし、『在日』であることに誇りをもち続けたい」という李さんの決意の表れだといえるでしょう。



京都私学フェスティバルでパンフレットを配る劉さん

## 同世代の共感を広げるきっかけづくり

人権教育に力を注いでいる平安女学院では 中学・高校を通して定期的に「人権学習会」や「学校生活を考える会」を開いて 身近な人権問題について考える機会を提供してきました。また 在日韓国・朝鮮の生徒たちが悩みや不安を話し合う「在日のつどい」を設け 彼女たちが安心して学校生活を過ごせる環境づくりに努めています。「例えば『崔(チェ)』と名乗っていても、それは日本名なのだと思ってしまうのが日本の社会です。子どもたちのやり場のない気持ちを受け



止めるのが私たちの役目だと考えています」と話すのは 人権教育を指導している今井先生です。様々な見方や考え方が社会に存在する中で 感受性豊かな子どもたちの心を傷つけてしまうことも少なくありません。「在日のつどい」はそんな子どもたちの気持ちをやわらげる役割を果たしているようです。劉さんは「最初は『つどい』に参加するの

に抵抗があったけれど、

よしやまあいこ 善山愛子さん



同じ悩みを持っている仲間と知り合うようになって いろんなことに共感できるようになりました」と言います。

平安女学院では、今回のアンケート発表の舞台となった「京都私

学フェスティバル」に4年前から毎年参加しています。中学・高校の6年間の経験を通して、やっと自分自身が「在日」だということを自覚できたという生徒の思いを、寸劇にしたのが参加のきっかけだったそうです。その後も 在日韓国・朝鮮の生徒たちが中心となって、チヨゴリの試着やチャンクの演奏をしたり 趣向を凝らした企画は大きな反響を呼んでいます。また 民族の誇りをもちながら獄死した尹東柱(ユン・ドンチュ)の生涯を劇にした取組などにも参加しています。

「まだまだ在日韓国・朝鮮人について あやふやな知識しか持っていない人は多いかもしれない。でも 私たち若い世代が文化交流の架け橋となっていきたい」。3人のはにかんだような笑顔からは 自信と誇り、そして国籍や過去の歴史を乗り越えた本当の交流への期待が感じられました。

## 私学フェスティバル2003をすすめる会事務局

〒602-8013 京都市上京区烏丸下立売西入ル 平安女学院内  
TEL & FAX 075-414-7322  
HP <http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Oak/4273/index.html>

京都私学フェスティバル2003  
11月16日(日) 10:00~17:00 / 大谷大学において開催



# 憲法月間[各区・支所の催し]

事前申込不要(一部を除く) 講演会は手話通訳あり 入場無料

5月	日時・場所	内容など 詳しくは各区役所・支所の地域振興課までお問い合わせください。	
7[水]	14:00~ 山科区役所	<b>憲法月間人権啓発リーダー研修会</b> 「くらしと人権 ~地域のリーダーとしての役割~」 講師:藤田敬一さん(人権擁護委員)	山科区役所 ☎ 592-3050
9[金]	16:00~ 船岡山公園	<b>人権啓発パレード</b> コース:船岡山公園からキタオオジタウンまでの北大路通 参加者:京都市消防音楽隊 他	北区役所 ☎ 432-1181
10[土]	13:30~ 京都工ミナース	<b>憲法月間のつどい</b> 講演:「身近な人権 ~人権に気づくとき~」 講師:小杉征義さん(元京都放送株式会社総務局長) 盲導犬のお話と実演(関西盲導犬協会)	西京区役所 ☎ 381-7121 洛西支所 ☎ 332-9318
21[水]	13:30~ 立命館大学国際平和ミュージアム	<b>憲法月間バスツアー</b> <b>要申込</b> 集合場所:上京区役所前 定員:40名 先着順 申込先:〒602-8511[住所不要]上京区役所地域振興課 宛 申込期間:4月15日(火)~5月21日(水)	上京区役所 ☎ 441-0111
21[水]	13:30~ 左京区役所	<b>人権講演会 - 私たちと人権 -</b> 講演:「外国人の権利 ~日本に住む外国人と難民~」 講師:西井正弘さん(京都大学大学院教授)	左京区役所 ☎ 771-4211
28[水]	14:00~ 池坊学園 こころホール	<b>人権を考えるつどい</b> 「みんな同じで違うんだから ~チャンスは平等に人生は個性的に~」 お話とギターの弾き語りコンサート / 出演:関島秀樹さん(シンガーソングライター)	下京区役所 ☎ 371-7101
6月	1[日] 10:30~ 14:00~ 元教業小学校	<b>人権のつどい</b> 講演:「ハワイの福祉事情」 講師:メイジー・ヒロノ(前ハワイ州副知事) Toshiコンサート:「愛の詩をうたいたい」(元X JAPANボーカル)	中京区役所 ☎ 812-2426

キリトリ線

POST CARD

50円切手をお貼りください

6 0 4 8 5 7 1

京都市役所人権文化推進課  
人権情報誌  
『あい・ゆー・KYOTO』

「こんなこと・あんなこと  
みんなの広場」  
行

ご住所	〒		
	☎	( )	
フリガナ		年齢	歳
お名前		性別	
匿名	希望する(ご希望の方は、印とペンネームをどうぞ)		
ペンネーム			

本誌をどこで手にされましたか?

市役所 区役所・支所 図書館 その他( )

## 編集後記

『世界がもし100人の村だったら』の著者、池田香代子さんをお迎えしての人権連続講座は、奇しくも米国大統領のイラクへの「最後通告」の日でした。世界中の誰も戦争のない平和な社会を願っています。戦火の中で、かけがえのない命が失われ、環境が破壊されている現実を踏まえ、私たちにできることは...? 池田香代子さんのお話の中で「私たちは、無力ではなく、微力...」と忘れてはならない大切なことばがありました。『世界がもし100人の村だったら』の印税が、「100人村基金」として難民の人たちを支援しているとのこと。既に借りて読んでいましたが、改めて本屋で購入しました。横に並んでいる『やさしいことばで日本国憲法』もお勧めです。ぜひご覧になってください。(K)

本誌は年3回(5月8月12月)発行します。

この情報誌は 区役所・支所の地域振興課 市役所の市政案内所ほかで配布しています。郵送をご希望の方は 返信用切手(140円分)を同封のうえ 京都市人権文化推進課までお申し込みください。

ひと・まち・ロマン  元気都市・京都

発行日 平成15年5月1日  
発行 京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る  
上本能寺前町448番地  
☎ 075(222)3381  
<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/jinken/index.html>  
京都市印刷物第150072号